

令和5年度における 工事の総合評価落札方式の実施方針

官庁営繕部においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）並びに同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。令和元年10月18日一部変更）及び「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月関係省庁申合せ。令和2年1月30日改正）を踏まえるとともに、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号）等を参考とし、今年度における総合評価落札方式の実施方針を以下のとおり定め、官庁施設における工事の品質確保の促進に努めるものとする。

1. 総合評価落札方式の適用

（1）総合評価落札方式とは

総合評価方式とは、価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式である。

具体的には、価格以外の要素を点数化した技術評価点を入札価格で除して算出された評価値が最も高い者を落札者とするものとしている。技術評価点は標準点と加算点の合計値として求められ、要求要件を満足する者に対して100点の標準点を付与し、各者の技術力に応じて加算点が付与される。

（2）総合評価落札方式の適用

総合評価落札方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、全ての工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用することを基本とする。

2. 総合評価落札方式の適用区分

（1）総合評価落札方式の各タイプの概要

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共建築の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

① 技術提案評価型A型（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

技術提案評価型A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、A型はAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。AⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用する。

② 技術提案評価型S型

S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

③ 施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

（2）総合評価落札方式のタイプ選定

総合評価落札方式のタイプ選定に当たっては、必要に応じて工事技術的難易度を決定しつつ、さらに当該工事の特性を把握した上で、別紙1のタイプ選定フローにより選定する。

技術提案評価型S型における技術提案を求めるテーマについては、原則として「品質確保・向上」の観点から設定することとし、工事内容に応じて「環境対策等（騒音・振動、省資源対策等）」から設定することができるものとする。また、受・発注者双方の負担軽減の観点から、テーマ数は1～2件とし、非WTO対象工事の場合は1テーマの設定とする。さらに1テーマごとのに提案数は最大5件に限定する。

（3）施工体制確認型総合評価落札方式の適用

施工体制確認型とは、過度な低入札防止の観点から、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するものである。

原則として、総合評価落札方式の適用工事に対し、施工体制確認型総合評価落札方式の試行を実施する。

（4）段階的選抜方式の適用

段階的選抜方式は、技術資料（同種工事の実績、企業のワーク・ライフ・バランスの推進等）に基づき競争参加者を15者を目安に絞り込んだ（一次審査）後に、詳細な技術提案の提出を求め、契約の相手方を決定する（二次審査）ものである。

段階的選抜方式は、技術提案評価型を適用する工事のうち、建築工事のA等級対象工事かつWTO対象工事を対象に原則実施するものとする。

3. 加算点及び施工体制評価点の配点と評価

(1) 加算点

加算点は、当該工事で選定したタイプに応じて、原則として別紙2により配点し、評価する。

(2) 施工体制評価点

施工体制評価点は、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとし、別紙3により評価する。

4. 技術提案等の評価方法

競争に参加する者から技術提案を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価（加算点）を行うものとする。なお、技術的能力に欠けると認められる者については、は入札参加を認めない。

技術提案の具体的な評価方法については、別紙4による。

5. 総合評価（落札者の決定）の方法

入札価格が予定価格以下である入札参加者のうち、技術提案等の評価と入札価格に基づき総合評価を行い、次の算定式により得られる評価値が最も高い者を落札者とする（図1参照）。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点※）÷入札価格

※：施工体制確認型の場合に限る

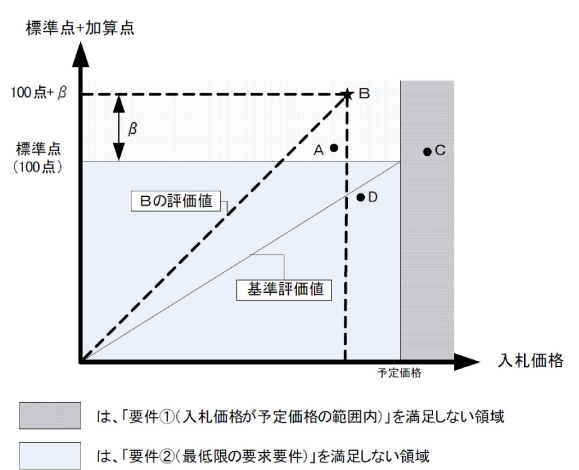


図1 落札者の決定方法（除算方式）

6. 評価内容の担保

- (1) 総合評価落札方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案等について、その内容を契約上の約定事項とする。
- (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価対象となった技術提案等の内容を満たしていることを確認する。
- (3) 評価した技術提案等の内容を満たしていない場合には、履行を求めるか、損害賠償の請求等を行う。また、工事成績評定の減点対象とする。

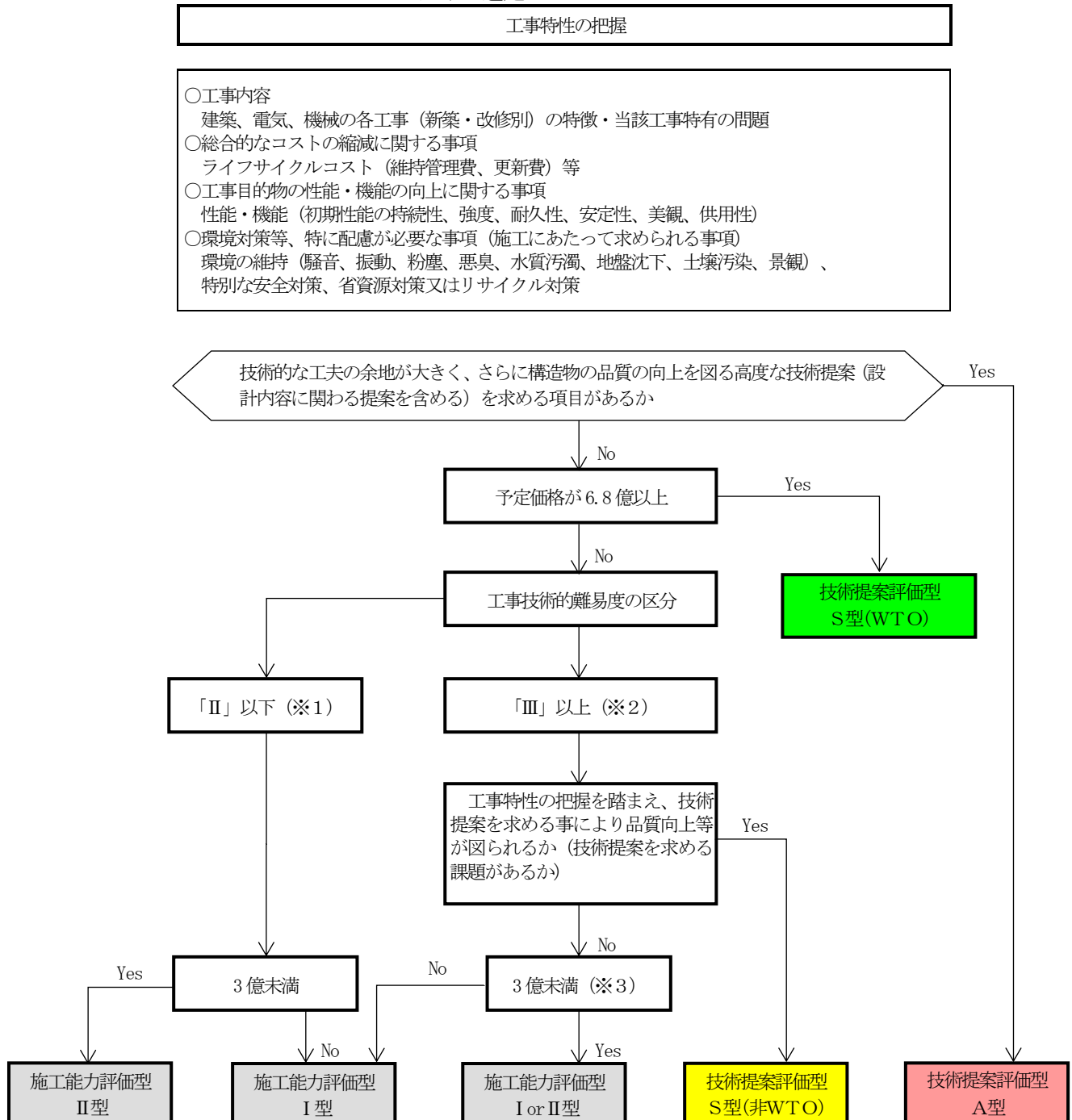
総合評価落札方式のタイプ選定

(1) タイプの選定のフロー

①タイプは、技術提案評価型（A型・S型(WTO・非WTO)）と施工能力評価型（I型・II型）の5種類とする。

②タイプ選定は当該工事の技術的難易度評価表を活用して、下記のタイプ選定フローに基づいて行う。

タイプ選定フロー



※1 難易度区分がⅡ以下の場合の施工能力評価型の選定について
 難易度区分がⅡとなる工事では、工事目的物の品質の向上に直接影響するような技術的課題がないため、「施工能力評価型」を適用する。
 なお、予定価格が3億円以上の場合にはI型、3億円未満の場合にはII型とする。

※2 難易度区分がⅢ以上の場合の施工能力評価型又は技術提案評価型の選定について

難易度区分がⅢ以上の工事では、技術提案を求める必要性について難易度区分で一律に定められるものではない。

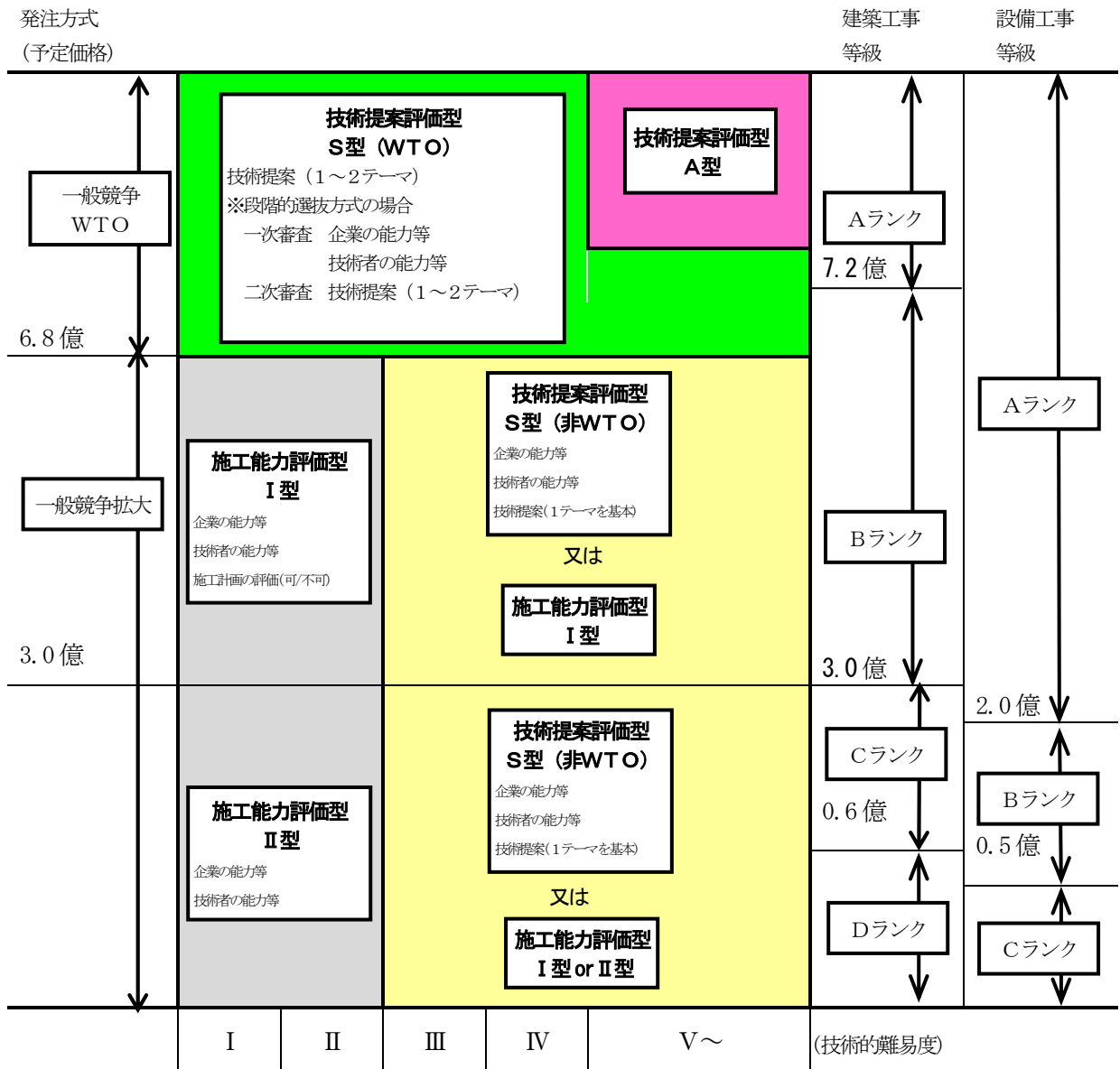
工事内容を十分に把握し、工事技術的難易度評価の小項目評価に着目して、工事目的物の品質の向上に直接影響するような技術提案のテーマを設定することができるものについては「技術提案評価型」を適用し、小項目に対応する品質向上等を図る技術的課題がない場合は、「施工能力評価型」を適用する。

※3 難易度区分がⅢ以上の場合の施工能力評価型のⅠ型又はⅡ型の選定について

- 予定価格が3億円以上の工事は、Ⅰ型とする。
- 予定価格が3億円未満の工事であって、施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事はⅡ型とし、それ以外はⅠ型とする。

(2) タイプ選定の目安

本図は、一般的な庁舎に係る工事を対象として作成している。



※R5年度における段階的選抜方式は、建築工事のA等級対象工事かつWTO対象工事を対象に原則全て実施。

競争参加者の絞り込みの数については15者を目安とする(ただし15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は当該複数の者全者を含む。)

- 難易度がⅡ以下かつ予定価格が6.8億円未満の工事は、「施工能力評価型」を適用することとし、予定価格が3.0億円以上の工事はI型、予定価格が3.0億円未満の工事はII型とする。
- 難易度がⅢ以上かつ予定価格が6.8億円未満の工事で、小項目評価にA又はBがあり、その小項目に対応する品質向上等を図る技術的課題がある場合は「技術提案評価型S型(非WTO)」を適用する。
- 難易度がⅢ以上かつ予定価格が6.8億円未満の工事で、小項目評価にA又はBがあるが、その小項目に対応する品質向上等を図る技術的課題がない場合は「施工能力評価型」を適用する。
この場合、予定価格が3.0億円以上の工事はI型とする。また、予定価格が3.0億円未満の工事で、施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事はII型、それ以外はI型とする。
- 予定価格が6.8億円以上の工事は「技術提案評価型S型(WTO)」を適用する。ただし、技術的な工夫の余地が大きい工事については、「技術提案評価型A型」を適用するが、加算点については、個別に検討する。
- 予定価格が6.8億円未満のエレベーター設備工事(機械設備工事、等級無し)及び特高受変電設備工事(受変電設備工事、等級無し)については、技術的難易度にかかわらず、原則として施工能力評価型を適用する。
- 原則として全ての工事について施工体制確認型を試行する。

- 技術提案評価型S型（WTO）において、技術的難易度評価の「社会的条件」と「マネジメント特性」の両方がA評価の場合は、技術提案評価による選定に特に重点を置き、入札参加者全てに技術提案を求めた上で最良の技術提案提出者を決定する必要性が高いことから、建築工事のA等級対象工事かつWTO対象工事であっても「段階的選抜無し」とする。
- 技術提案評価型S型（WTO）において、配置予定技術者の技術提案の理解度を確認する必要がある場合に、配置予定技術者のヒアリングを行うことができる。

(1) 加算点の配点一覧

◇総合評価全体の加算点、施工体制評価点の例を示す。

【段階選抜を行う場合】

総合評価加算点 (標準点を除く)	区分	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO)		一次審査段階	総合評価段階		
			満点計	配点				
施工体制 評価点	施工体制	品質確保の実効性	15点	15, 5, 0	—	○		
		施工体制確保の確実性	15点	15, 5, 0	—	○		
加算点	企業の能力等	同種工事の施工実績 ※（ ）は2段階での評価とする場合	16点	5, 2.5, 0 (5, 0)	○	—		
		工事成績		5, 2.5, 0	○	—		
		優良工事表彰等		2, 0	○	—		
		登録基幹技能者の活用		3, 2, 1, 0	○	—		
		ワーク・ライフ・バランス等の推進		1, 0	○	—		
		施工計画		施工上配慮すべき事項			—	—
				環境配慮等、特に配慮すべき事項			—	—
	技術者の能力等	同種工事の施工実績 ※（ ）は2段階での評価とする場合	15点	5, 2.5, 0 (5, 0)	○	—		
		工事成績		5, 2.5, 0	○	—		
		優秀工事技術者表彰等		2, 0	○	—		
		継続教育 (CPD) の取組状況		1, 0	○	—		
		自由設定		同種工事に従事した立場	2, 0	○	—	
				その他個別事案毎に自由設定				
	技術提案※	総合的なコストの縮減に関する技術提案	60点 2テーマ	30, 24, 18, 12, 6, 0	—	○		
		工事的物の性能、機能の向上に関する技術提案		30, 24, 18, 12, 6, 0	—	○		
		環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案		30, 24, 18, 12, 6, 0	—	○		
	加算点 (賃上げ)	賃上げ表明※	賃上げの実施を表明した企業等	4点	4, 0	—	○	
			賃上げ基準に達していない場合等 (減点)	-5点	0, -5	—	○	
			合計			31点	94点	

賃上げ表明の加算点の基礎となる対象は、加算点※の合計とする。

【段階選抜を行わない場合】

総合評価加算点 (標準点を除く)	区分	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO)		技術提案評価型S型 (非WTO)		施工能力評価型 (I型)		施工能力評価型 (II型)				
			満点計	配点	満点計	配点	満点計	配点	満点計	配点			
施工体制 評価点	施工体制	品質確保の実効性	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0			
		施工体制確保の確実性	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0			
加算点	企業の能力等※	同種工事の施工実績 ※()は2段階での評価とする場合				5, 2.5, 0 (5, 0)	21点	8, 4, 0 (8, 0)	21点	8, 4, 0 (8, 0)			
		工事成績				5, 2.5, 0		7, 3.5, 0		7, 3.5, 0			
		優良工事表彰等			16点	2, 0		2, 0		2, 0			
		登録基礎技能者の活用				3, 2, 1, 0		3, 2, 1, 0		3, 2, 1, 0			
		ワーク・ライフ・バランス等の推進 ※建築A, B等級工事のみ				1, 0		1, 0		1, 0			
		施工計画	施工上配慮すべき事項							可 /	—		
			環境配慮等、特に配慮すべき事項							不可	—		
	技術者の能力等※	同種工事の施工実績 ※()は2段階での評価とする場合				5, 2.5, 0 (5, 0)	20点	8, 4, 0 (8, 0)	20点	8, 4, 0 (8, 0)			
		工事成績				5, 2.5, 0		7, 3.5, 0		7, 3.5, 0			
		優秀工事技術者表彰等			15点	2, 0		2, 0		2, 0			
		継続教育(CPD)の取組状況				1, 0		1, 0		1, 0			
		自由設定	同種工事に従事した立場					2, 0		2, 0	2, 0	2, 0	
			その他個別事案毎に自由設定										
	技術提案※	総合的なコストの縮減に関する技術提案	60点 2テーマ	30, 24, 18, 12, 6, 0	30点 1テーマ	30, 24, 18, 12, 6, 0							
		工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案		30, 24, 18, 12, 6, 0		30, 24, 18, 12, 6, 0							
環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案		30, 24, 18, 12, 6, 0		30, 24, 18, 12, 6, 0									
加算点 (賃上げ)	賃上げ表明※	賃上げの実施を表明した企業等	4点	4, 0	4点	4, 0	3点	3, 0	3点	3, 0			
		賃上げ基準に達していない場合等(減点)	-5点	0, -5	-5点	0, -5	-4点	0, -4	-4点	0, -4			
合計			94点		95点		74点		74点				

賃上げ表明の加算点の基礎となる対象は、加算点※の合計とする。

◇エレベーター設備工事など登録基幹技能者の配置が想定されない場合の配点

総合評価加算点 (標準点を除く)	区分	評価項目	技術提案評価型S型 (WTO)		施工能力評価型 (I型)		施工能力評価型 (II型)				
			満点計	配点	満点計	配点	満点計	配点			
施工体制 評価点	施工体制	品質確保の実効性	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0			
		施工体制確保の確実性	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0	15点	15, 5, 0			
加算点	企業の能力等※	同種工事の施工実績 ※()は2段階での評価とする場合			20点	8, 4, 0 (8, 0)	20点	8, 4, 0 (8, 0)			
		工事成績				9, 4.5, 0		9, 4.5, 0			
		優良工事表彰等				3, 0		3, 0			
		施工計画	施工上配慮すべき事項			可 / 不可	—				
			環境配慮等、特に配慮すべき事項				—				
		技術者の能力等※	同種工事の施工実績 ※()は2段階での評価とする場合			20点	8, 4, 0 (8, 0)	20点	8, 4, 0 (8, 0)		
	工事成績				7, 3.5, 0		7, 3.5, 0				
	優秀工事技術者表彰等				2, 0		2, 0				
	継続教育(CPD)の取組状況				1, 0		1, 0				
	自由設定		同種工事に従事した立場				2, 0		2, 0		
			その他個別事案毎に自由設定								
	技術提案※	総合的なコストの縮減に関する技術提案	60点 1テーマ	60, 48, 36, 24, 12, 0							
		環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案		60, 48, 36, 24, 12, 0							
	加算点 (賃上げ)	賃上げ表明※	賃上げの実施を表明した企業等	4点	4, 0	3点	3, 0	3点	3, 0		
賃上げ基準に達していない場合等(減点)			-5点	0, -5	-4点	0, -4	-4点	0, -4			
		合計	94点		73点		73点				

賃上げ表明の加算点の基礎となる対象は、加算点※の合計とする。

(2) 企業の能力等

企業の能力等として、次の項目を評価する。なお、段階的選抜方式では一次審査においてのみ評価し（加算点は技術提案評価型S型(非WTO)を用いる。）、二次審査では評価しない。

また、若手・女性技術者の配置を加算評価する試行工事の場合については、（参考資料）を参考に評価項目等を設定する。

評価内容	評価基準	加算点	
		技術提案 評価型 S(非WTO)	施工能力 評価型 I型・II型
<p>同種工事の施工実績</p> <p>競争参加資格に記載している施工した実績の要件と、当該工事で実施する内容（構造形式、施工方法、設計条件等）に応じて、「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」、を次の①～③のとおり設定し、「同種工事の施工実績」として応募者から提出された工事の同種性を評価する。なお、対象とする工事は、過去15年間（平成20年4月1日から令和〇年〇月〇日【提出期限日とする】）に完成し、引渡し済んでいる工事とする。</p> <p>「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和3年3月11日 国営計第155号 国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする。</p> <p>①「より高い同種性」：当該工事で実施する内容と同等の施工実績 ②「高い同種性」：「より高い同種性」と「同種性」の中間の施工実績 ③「同種性」：当該工事の競争参加資格と同じ施工実績</p> <p>※当該工事の内容によって、②「高い同種性」を設定することができない場合、①「より高い同種性」と③「同種性」の2段階での評価とする。</p> <p>注) 個別事案毎に「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」として設定した条件を入札説明書に記載する。</p>	より高い同種性が認められる	5	8
	高い同種性が認められる	2.5 (-) ※	4 (-) ※
	同種性のみ認められる	0	0
<p>過去2年間における工事成績評定点の平均点</p> <p>大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和2年10月1日から令和4年9月30日【対象案件の公告日が令和5年10月1日以降となる場合は「令和3年4月1日から令和5年3月31日」に置き換える】までに完成した当該工事種別の工事成績の評定点の平均点を対象とする。</p> <p>※ 工事成績相互利用適用対象工事は、入札説明書4を参照すること。</p>	75点以上	5	7
	70点以上 75点未満	2.5	3.5
	70点未満 工事成績なし	0	0
<p>過去5年間における優良工事表彰等の有無</p> <p>平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事（〇〇工事に限る。）【発注工事種別に応じて設定する】についての「優良工事表彰」の表中「評価対象とする表彰」欄に掲げる各表彰（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）または国土交通省が実施する「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞の有無</p>	表彰の実績あり	2	2
	表彰の実績なし	0	0
<p>登録基幹技能者の活用</p> <p>評価対象となる基幹技能者の種類は、〇〇基幹技能者、・・・、・・・、・・・、</p>	3種類【3 工事種目】		

<p>〇〇基幹技能者【工事内容に応じて設定する】のいずれかとし、関連する工種に配置することを評価する。最大3種類の基幹技能者の配置について加算評価する（複数の種類に同一人物を配置する場合も加算評価する。）。【基幹技能者が3種類に満たない場合、最大3種類の工事種目の配置について加算評価する（複数の工事種目に同一人物を配置する場合も加算評価する。）。】</p> <p>評価の対象とする登録基幹技能者は、本工事の競争参加希望者又は下請予定者が雇用している者とし、配置予定者の講習修了証等の写しを添付すること。</p> <p>本工事における元請の主任又は監理技術者として配置予定の技術者は、評価の対象としない。</p> <p>登録基幹技能者は、当該作業の施工期間全てにおいて従事すること。</p> <p>※工事内容により「登録基幹技能者の活用」の評価項目を設けられない場合もしくは加算点が2点以下となる場合は、企業の能力等の加算点合計を変えないよう他の評価項目に加算点を配分する。</p>	の配置あり	3	3
	2種類【2工事種目】の配置あり	2	2
	1種類【1工事種目】の配置あり	1	1
	配置なし	0	0
<p>ワーク・ライフ・バランス等の推進</p> <p>【建築工事のうちA・B等級対象工事を対象とする。ただし、対象等級をCランクまで拡大する場合は対象外とする。】</p> <p>次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	認定あり	1	1
認定なし	0	0	

(参考資料)

若手・女性技術者の配置を加点評価する試行工事の場合については、下記の評価項目等を参考として設定する。

評価内容	評価基準	加算点	
		技術提案 評価型 S(非WTO)	施工能力 評価型 I型・II型
<p>同種工事の施工実績</p> <p>競争参加資格に記載している施工した実績の要件と、当該工事で実施する内容（構造形式、施工方法、設計条件等）に応じて、「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」、を次の①～③のとおり設定し、「同種工事の施工実績」として応募者から提出された工事の同種性を評価する。なお、対象とする工事は、過去15年間（平成20年4月1日から令和〇年〇月〇日【提出期限日とする】）に完成し、引渡しが済んでいる工事とする。</p> <p>「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る官庁宮繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和3年3月11日 国営計第155号 国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする。</p> <p>①「より高い同種性」：当該工事で実施する内容と同等以上の施工実績 ②「高い同種性」：「より高い同種性」と「同種性」の中間の施工実績 ③「同種性」：当該工事の競争参加資格と同じ施工実績</p> <p>※当該工事の内容によって、②「高い同種性」を設定することができない場合、①「より高い同種性」と③「同種性」の2段階での評価とする。</p> <p>注) 個別事案毎に「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」として設定した条件を入札説明書に記載する。</p>	より高い同種性が認められる	5	7
	高い同種性が認められる	2.5 (-) ※	3.5 (-) ※
	同種性のみ認められる	0	0
<p>過去2年間における工事成績評定点の平均点</p> <p>大臣官房官庁宮繕部長、地方整備局長、宮繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁宮繕部、地方整備局宮繕部、宮繕事務所、北海道開発局宮繕部又は沖縄総合事務局開発建設部宮繕課若しくは宮繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「※1 工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和2年10月1日から令和4年9月30日【対象案件の公告日が令和5年10月1日以降となる場合は「令和3年4月1日から令和5年3月31日」に置き換える】までに完成した当該工事種別の工事成績の評定点の平均点を対象とする。</p> <p>※1 工事成績相互利用適用対象工事は、入札説明書4を参照すること。</p>	75点以上	4	7
	70点以上 75点未満	2	3.5
	70点未満 工事成績なし	0	0
<p>過去5年間における優良工事表彰等の有無</p> <p>平成30年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事（〇〇工事に限る。）【発注工事種別に応じて設定する】についての「優良工事表彰」の表中「評価対象とする表彰」欄に掲げる各表彰（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）または国土交通省が実施する「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞の有無</p>	表彰の実績あり	2	2
	表彰の実績なし	0	0
<p>登録基幹技能者の活用</p> <p>評価対象となる基幹技能者の種類は、〇〇基幹技能者、・・・、・・・、・・・、〇〇基幹技能者【工事内容に応じて設定する】のいずれかとし、関連する工種に配置</p>	3種類【3 工事種目】 の	3	3

<p>することを評価する。最大3種類の基幹技能者の配置について加算評価する（複数の種類に同一人物を配置する場合も加算評価する。）。【基幹技能者が3種類に満たない場合、最大3種類の工事種目の配置について加算評価する（複数の工事種目に同一人物を配置する場合も加算評価する。）。】</p> <p>評価の対象とする登録基幹技能者は、本工事の競争参加希望者又は下請予定者が雇用している者とし、配置予定者の講習修了証等の写しを添付すること。</p> <p>本工事における元請の主任又は監理技術者として配置予定の技術者は、評価の対象としない。</p> <p>登録基幹技能者は、当該作業の施工期間全てにおいて従事すること。</p> <p>※工事内容により「登録基幹技能者の活用」の評価項目を設けられない場合もしくは加算点が2点以下となる場合は、企業の能力等の加算点合計を変えないよう他の評価項目に加算点を配分する。</p>	配置あり		
	2種類【2 工事種目】 の 配置あり	2	2
	1種類【1 工事種目】 の 配置あり	1	1
	配置なし	0	0
<p>若手又は女性技術者の配置</p> <p>現場に配置する技術者のうち1名以上を、35歳未満の者（若手技術者）又は女性（女性技術者）とした場合、右のとおり加点を行う。</p> <p>当該若手又は女性技術者は、工事の着手から完成検査の終了まで当現場に専任とすること。</p> <p>なお、若手又は女性技術者の配置にあたっての留意事項は入札説明書による。</p>	若手又は女性技術者の 配置あり	1	1
	若手又は女性技術者の 配置なし	0	0

(3) 技術者の能力等

配置予定技術者の能力等として、下記の項目を評価する。なお、段階的選抜方式の一次審査においてのみ評価し、二次審査では評価しない（加算点は技術提案評価型S型(非WTO)を用いる。）。

評価内容	評価基準	加算点	
		技術提案 評価型 S(非WTO)	施工能力 評価型 I型・II型
<p>同種工事の施工実績</p> <p>競争参加資格に記載している施工した実績の要件と、当該工事で実施する内容（構造形式、施工方法、設計条件等）に応じて、「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」、を次の①～③のとおり設定し、「主任（監理）技術者の資格・工事経験」として応募者から提出された工事の同種性を評価する。なお、対象とする工事は、過去15年間（平成20年4月1日から令和〇年〇月〇日【提出期限日とする】）（ただし、出産・育児等で休業していた期間を評価対象期間に追加する。）に完成し、引渡しが済んでいる工事とする。</p> <p>「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和3年3月11日 国営計第155号 国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする。</p> <p>①「より高い同種性」：当該工事で実施する内容と同等の施工実績 ②「高い同種性」：「より高い同種性」と「同種性」の中間の施工実績 ③「同種性」：当該工事の競争参加資格要件と同じ施工実績</p> <p>※当該工事の内容によって、②「高い同種性」を設定することができない場合、①「より高い同種性」と③「同種性」の2段階での評価とする。</p> <p>注）個別事案毎に「より高い同種性」、「高い同種性」、「同種性」として設定した条件を入札説明書に記載する。</p>	より高い同種性が認められる	5	8
	高い同種性が認められる	2.5 (-) ※	4 (-) ※
	同種性のみ認められる	0	0
<p>過去5年間に於ける主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点</p> <p>大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事、平成29年10月1日から令和4年9月30日【対象案件の公告日が令和5年10月1日以降となる場合は「平成30年4月1日から令和5年3月31日とする」に置き換える。】（ただし、出産・育児等で休業していた期間を評価対象期間に追加する。）までに完成し、当該工事の監督職員が大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもののうち、当該工事種別の主任（監理）技術者として従事した当該工事種別の工事の評定点合計の平均点を対象とする。</p> <p>※工事成績相互利用適用対象工事は、入札説明書4を参照すること。</p>	75点以上	5	7
	70点以上 75点未満	2.5	3.5
	70点未満 工事成績なし	0	0
<p>過去5年間に於ける優秀工事技術者表彰、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰の有無</p> <p>平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（ただし、出産・育児等で休業していた</p>	表彰の実績あり	2	2

<p>期間を評価対象期間に追加する。)に完成した工事(発注対象工事種別に限る。)に従事したものにおける「※3 優秀工事技術者表彰」の表中「評価対象とする表彰」欄に掲げる各表彰(港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。)の受賞の有無及び「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による表彰の受賞の有無</p>	<p>表彰の実績なし</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>継続教育(CPD)の取得状況</p> <p>配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体(※)推奨単位以上を取得していること、及び有効期間内であることを証明すること。</p> <p>なお、CPD単位取得の「証明書」は技術資料提出期限の日から過去1年以内の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間又は数年間の推奨単位が記載されている場合はそのいずれかが満足していれば評価する。</p> <p>申請時に配置予定技術者が複数提出された場合は全ての技術者が取得していなければ評価をしない。また、「証明書」の証明日から起算して過去推奨単位年数以内に推奨単位以上を取得していることが確認できない場合は評価をしない。</p> <p>(※) 建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会の構成員、構成員である協議会の参加団体</p>	<p>継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)</p>	<p>1</p>	<p>1</p>
<p>同種工事に従事した立場</p> <p>「主任(監理)技術者の資格・工事経験」として応募者から提出された工事における配置予定技術者の従事役職について評価する。</p> <p>なお、対象とする工事は、過去15年間(平成20年度～令和4年度)(ただし、出産・育児等で休業していた期間を評価対象期間に追加する。)に完成し、引渡しが済んでいる工事とする。</p>	<p>主任(監理)技術者又は現場代理人として従事</p>	<p>2</p>	<p>2</p>
	<p>上記以外</p>	<p>0</p>	<p>0</p>

(4) 賃上げの実施に関する評価

賃上げの実施を表明した企業等に対して加算点の加点を行う。

なお、段階的選抜方式においては一次審査段階では評価せず、総合評価段階において評価する。

評価項目	評価基準	加算点※2	
		技術提案評価型 S(WTO、非WTO)	施工能力評価型 I型、II型
賃上げの実施を表明した企業等	令和5年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年【対象案件の契約予定日が令和6年1月以降となる場合は令和6年とする。】(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業※1】	4点	3点
	令和5年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和5年【対象案件の契約予定日が令和6年1月以降となる場合は令和6年とする。】(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等※1】		
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途、契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合	-5点	-4点

※1 「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」は「中小企業等」以外の者のことをいう。

※2 賃上げの実施に関する評価の加算点は、加算点の合計(賃上げの実施に関する評価の加算点を含む。)の5%以上の整数となるよう設定している。

(5) 技術提案評価型（技術提案のテーマの設定、加算点、評価）

工事の技術的難易度や特性を踏まえてテーマを設定する。

① 技術提案評価型（S型(WTO)）

予定価格が6.8億円以上の工事に適用する。

◇テーマは、原則「〇〇〇における施工品質の向上に関する取組み」について2つのテーマを設定する。

ただし、工事内容によって施工品質に関する2テーマを設定することができない場合は、1テーマを環境対策等（騒音・振動、省資源対策等）とすることができる。

また、施工品質、環境対策等のいずれかについて、技術的工夫を期待することができない場合は、1テーマとすることができる。

◇1つのテーマに対して提案数は最大5項目とする（6項目以降は評価しない。）。

◇1つのテーマに対する加算点は次による。（2つのテーマを設定した場合）

加点対象として採択された項目が5項目	30点
加点対象として採択された項目が4項目	24点
加点対象として採択された項目が3項目	18点
加点対象として採択された項目が2項目	12点
加点対象として採択された項目が1項目	6点
加点対象として採択された項目が0項目	0点

◇技術提案は、テーマ毎にA4版2枚以内（補足説明のための資料等も含む。）とする（3枚目以降記載の提案は評価しない。）。

② 技術提案評価型（S型(非WTO)）

技術的難易度がⅢ以上かつ予定価格が6.8億円未満の工事で、技術的難易度の小項目評価に「A」または「B」があり、その小項目評価に対応する品質向上等を図る技術的課題がある場合に適用する。工事内容に応じ、1テーマを設定する。

なお、応募者の負担軽減についても配慮し、重要な1つのテーマを求めることを基本とする。

◇テーマは、原則「〇〇〇における施工品質の向上に関する取組み」とする。

◇1つのテーマに対して提案数は最大5項目とする（6項目以降は評価しない。）。

◇加算点、テーマ毎の提出枚数は技術提案評価型（S型(WTO)）による。

③ 生産性向上に資する提案

◇テーマを「〇〇〇における施工品質の向上に関する取組み」について設定した場合には、生産性向上に資する提案についても併せて評価対象とする。環境対策等（騒音・振動、省資源対策等）のテーマでは生産性向上に資する提案は評価対象としない。

◇生産性向上に資する提案は1テーマにつき必ず1項目以上、最大2項目まで求めることとし、提案が一つもない場合は最大4項目の施工品質の向上に係る提案を評価対象とする。

また、生産性向上に資する提案を求める場合には、入札説明書等に次の内容を記載する。

生産性向上に資する提案とは、品質及び安全性を確保しつつ、プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工（ICT建築土工、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ローブ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等）、BIMの活用に係る提案等、合理的な施工方法、施工管理方法を採用することにより、現場の作業時間を短縮する等、生産性を向上させる提案をいう。

ただし、例示する技術について各工事で設定した技術提案のテーマに明らかにそぐわない技術、及び発注者指定の技術は削除した上で、入札説明書等に記載する。

◇複数のテーマで生産性向上に資する提案を求める場合、工事全体又は共通的な取組み（運搬ロボット、BIM、3DCAD等）の提案については一つのテーマでのみ評価する。

入札説明書等に、工事全体又は共通的な取組は複数のテーマでの提案を認めない旨、また複数のテーマで

提案があった場合には1つのテーマでしか評価対象としない旨を記載する。

④ 技術提案の評価

複数の着目対象に対する技術提案を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない。

評価は、①加点ありで「採択する」②加点なしで「採択する」③「実施してもよい」④「採択しない」の4種類に区分し、実施に当たって監督職員との協議が必要な場合はその旨を記載する。

詳細は【別紙4】技術提案の評価 参照

(6) 施工能力評価型 (I 型) の施工計画のテーマの設定、評価

ア) 施工計画の記載

◇施工計画のテーマは、原則「〇〇〇における品質を確保するための着目点と施工方法」とする。

◇施工計画は、A4版1枚以内（補足説明のための資料等も含む。）とする（2枚目以降記載の提案については評価しない。）。

イ) 施工計画の評価

◇「工事内容に照らした適切性」を評価し、可・不可の判定は次による。

評価内容	評価基準	判定
工事内容に照らした適切性	本工事の内容や特性を踏まえた適切な内容である。	可
	一般的な内容である。 (例) 標準仕様書どおりに施工するという内容である場合	
	内容が適切ではない、又は適切ではない内容が含まれている。 (適切でない例)	不可 (欠格)
	①課題、着目点と着目理由、及び着目点に対応した施工方法のそれぞれの関係が適切でない場合	
②本工事の内容と無関係である場合 ③関係法令に違反する場合 ④現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等と不整合な記載である場合 ⑤施工に対する安全性への配慮に欠ける場合 ⑥明らかに履行が不可能な内容である場合 ⑦著しく高価になることが明らかである場合 ⑧工事目的物や工事内容の変更を伴う場合 ⑨その他、施工計画の内容の一部又は全体が不明確、又は標準仕様書に記載されているか明確に判断が困難な場合等、契約後に監督職員に提出する施工計画書に反映した際に適正な履行が担保されない恐れがある場合		
	記載欄に記入のないもの	
	施工計画書自体が未提出	

施工体制の確認

◇評価項目及び評価基準

評価項目「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について、以下の評価基準により評価する。

「品質確保の実効性」

どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

「施工体制確保の確実性」

品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
	その他	0点

◇審査方法

入札価格に応じて、①調査基準価格以上の場合、②調査基準価格未満かつ品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費等の30%に100分の110を乗じて合計した価格）以上の場合、③品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格未満の場合の3区分にて審査を行う。

①調査基準価格以上の場合

- ・審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する。

②調査基準価格未満かつ品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格以上の場合

- ・工品質の確保、施工体制確保について契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認められる場合に、その程度に応じて施工体制評価点を加点する。

③品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格未満の場合

- ・下請業者における赤字の発生及び工事成績評定における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがあることから、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する。

◇技術提案の実施に係る確実性の評価

技術提案の内容と施工体制の審査結果は、当該技術提案が確実に実現できる程度に関連することから、技術提案（技術提案評価型（S型））の評価に与える加算点は、求めたテーマ毎の技術提案の評価点に施工体制評価点の割合を乗じた数値とする。

例) 技術提案の評価点が10点で、施工体制の評価点が10点の場合は、10点に「30分の10」を乗じて、技術提案の確実性を考慮した評価点は3.3点（小数点第2位以下を切り捨てとする。）となる。

技術提案の評価

◇ 評価の区分

入札参加者から提出された技術提案を次の4つに区分する。

- ①加算ありで「採択する」提案の条件（次の全てを満たすこと。）
 - ア 求める提案に対する標準案（又は一般的な施工方法）を超える提案
 - イ 具体的な提案
 - ウ 提案の効果が確実に見込める提案
 - エ 不確定な要素がない提案
- ②加算なしで「採択する」提案の条件
 - ・ 求める提案に対する標準案であること
- ③「実施しても良い」提案の条件
 - ア 提案の効果が標準案（又は一般的な施工方法）と同程度又は限定的であることから採択には至らないが、施工上、その提案を実施しても支障がない
 - イ 「具体的でない」、「効果が明確でない」または「不確定な要素がある」ことから採択には至らないが、施工上、その提案を実行しても支障がない提案
- ④「採択しない」提案の条件（次のいずれかに該当すること。）
 - ア 工事目的物や工事仕様の変更を伴う提案
 - イ 著しく高価になる提案
 - ウ 本工事の内容や技術提案テーマと無関係な提案
 - エ 本工事の施工上、支障が生じる恐れがある提案
 - オ 求める提案に対する標準案（もしくは一般的な施工方法）を下回る提案
 - カ 計画通知の変更（軽微な変更を含む）を要する提案
 - キ 施工後の確認体制・確認手法に係る内容の提案

（注）④のアからキまでのいずれかの条件に該当する提案は、①、②又は③には該当しないものとして取り扱う。

※「1つの取り組みにより生ずる複数の効果を別々に取り上げて複数に項目立てした技術提案」又は「個々の提案の取り組みが相互補完的であるか、又は、それらの取組若しくは効果が類似した複数の技術提案」は1項目として評価の対象とする。